

退院促進支援プログラムの事例（松山市）

松山市では、長期入院患者に対する支援を組織的に行うための取組みとして、平成18年8月に「退院促進支援プログラム」を作成し、退院支援を実施している。

1. 支援対象者

生活保護受給中の長期入院患者のうち、受入条件が整えば退院可能である者

2. 退院支援の方法

(1) 支援対象者の選定

- ①長期入院患者の病状及び退院の可能性について、医療等要否意見書及びレセプトの内容を基に嘱託医に意見を求め、対象者を選定する。
- ②医療機関等関係機関と連携を図り、主治医、SW、家族等との面接の場を設け、支援対象者に対して退院への意欲喚起を行い、プログラムへの参加を促し、同意書を徴取する。
- ③主治医意見や支援対象者及び家族の意向に留意しながら、アセスメント票・検討票を作成して阻害要因や生活状況等を把握し、支援・処遇方針及び年間計画を樹立する。
- ④支援対象者に対して、退院への意欲喚起を行いながら、医療機関との連携の下、退院訓練を行う等、在宅生活に移行できるよう支援を行う。また、医療機関SWとの連携の下、退院時の住居設定、救護施設やグループホーム等の受入依頼、扶養義務者に対する引取依頼、施設入所時及び居宅生活時の協力依頼等の連絡調整を実施する。

3. 精神障害者における退院促進支援について

平成20年度から実施予定である精神障害者退院促進支援事業（実施主体：愛媛県）に先立ち、平成19年度から市保健所、市内精神科医療機関等が開催する社会復帰推進連絡会と連携し、精神障害者における支援対象者の選定及び退院支援を行う体制づくりを検討している。

4. 退院支援の効果

	対象者	支援対象者数	退院世帯数	保護廃止世帯数	施設入所世帯数	居宅復帰世帯数
平成18年度	240	15	11	1	3	7
平成19年度 (12月末現在)	206	11	7	1	0	6

就労支援プログラムの事例(宮崎市)

就労支援の概要

宮崎市では、就労可能な者に対する自立支援プログラムを実施するために、平成17年度から福祉事務所に就労支援専門員を2名配置し、就労に対する支援・相談を行っている。

就労相談は、福祉事務所への生活保護の面接相談の段階から対応するようしており、ハローワークとの連携のほか、各種求人案内等による独自の求職活動支援を行っている。

就労支援の取り組み

- ・平成17年度から、就労支援専門員を2名配置し、就労支援を実施している。
- ・就労支援対象者に応じた就労指導と求職活動を、担当ケースワーカーやハローワークの専門員と連携を取りながら実施している。

就労支援の流れ

(1)就労支援対象者の選定

- ①稼働年齢リストの作成
- ②担当ケースワーカーによる対象者抽出(就労状況の点検、身体・精神の個人状態による就労の可否、養育・介護等の世帯状態による就労の可否、稼働能力・就労意欲の程度による分類)
- ③査察指導員による対象者の確認(ばらつきの補正、医療要否意見書、嘱託医の意見等)
- ④抽出された対象者一人一人について、就労支援専門員が担当ケースワーカーと面接を行い、就労支援対象者を選定するとともに、適職の検討を行う。

(2)就労支援対象者に対する就労支援専門員による支援

- ①就労支援対象者に対し、就労支援の意義と内容を伝えるとともに、担当ケースワーカーの意見を確認しながら、今後の支援方法を検討する。
- ②それぞれの対象者に応じた、求職の事前準備のための支援(日常生活の指導、身だしなみ、あいさつの仕方、履歴書の書き方、面接の受け方)を行う。
- ③ハローワークの就労支援事業に登録する者に対しては、現在の状況を十分に担当ケースワーカーから聴取し、就労阻害要因の把握に努める。
- ④ハローワークに就労支援を依頼する際は、就労支援専門員のほか担当ケースワーカーも同行する。
- ⑤ハローワークの専門員と随時連携を取りながら、適職への求職活動を助言・指導する。
- ⑥ハローワークに依頼しない者については、独自のルートで求職活動を行う。

(3)随時相談者に対する支援

新規の生活保護の相談者に対しても、申請受付前から(2)の支援を行う。

平成19年度の取り組み状況

プログラム名	参加者数	うち未成年者	達成者数	うち未成年者
生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	36	7	24	4
就労支援プログラム	38	5	16	3
計	74	12	40	7

・「生活保護のサイクル」を断ち切るために、就労可能な未就労の未成年者(特に母子世帯)を対象に、就労への意識付けを行うとともに、重点的な就労支援を行った。

・「宮崎市就労促進事業に掛かる移送費の支給要領」を策定した。

就労支援の課題

平成17年度から実施しているが、現在受給をしている世帯で就労可能な者は年々減少してきており、障害者や傷病者にシフトしていかざるを得ない。しかし、地方(特に南九州)においては求人が非常に少ない状況であり、今後の就労支援は厳しいものと考えられる。

○ 鹿児島市の就労支援プログラム

鹿児島市では、稼働能力がある者の勤労意欲を助長するため、昭和63年度から民間事業所に委託し、職場適応訓練事業を実施。また、平成17年度からは就労支援事業の手引きを作成、福祉事務所に就労支援員を配置し、就労支援を行っている。

1. 就労支援の取組

- 昭和63年度から、民間事業所に業務委託し、職場適応訓練事業を実施。
- 平成17年度から、就労支援員を2名雇用し、就労支援の実施。

2. 就労支援の流れ

- 職場適応訓練事業
稼働能力がありながら、稼働していない被保護者の勤労意欲の助長及び稼働能力の活用を促進するため、協力事業所において、身体ならし、職場適応のための訓練等を行う。
- 就労支援員による支援
平成17年度から、就労支援員を2名雇用し、被保護者や新規保護相談者への就労相談、履歴書の書き方、面接の受け方などの指導、公共職業安定所や企業への同行訪問、公共職業安定所との連絡調整、生活保護受給者等就労支援事業の活用などの支援を実施。

3. 職場適用訓練事業による支援効果

	支援対象件数	就職件数
平成16年度	3	3
平成17年度	1	0
平成18年度	4	3

4. 就労支援員による支援効果

	相談件数	生活保護受給者等 就労支援事業参加件数	就職件数 ※延べ (生活保護受給者等就 労支援事業含む)
平成17年度	155	94	42
平成18年度	145	121	58

5 生活保護受給者等就労支援事業の実施状況について(平成19年4月～12月)

都道府県	支援対象者数			支援開始者数			支援終了者数			就職者数		
	生活保護受給者	児童扶養手当受給者	計									
1 北海道	591	35	626	545	32	577	564	25	589	365	24	389
2 青森	97	8	105	59	7	66	57	7	64	21	7	28
3 岩手	70	94	164	44	52	96	41	44	85	20	28	48
4 宮城	79	65	144	66	59	125	63	55	118	38	40	78
5 秋田	59	19	78	43	18	61	38	16	54	22	15	37
6 山形	58	2	60	37	1	38	20	4	24	12	1	13
7 福島	69	31	100	64	23	87	55	21	76	16	17	33
8 茨城	73	33	106	50	25	75	55	10	65	24	8	32
9 栃木	109	60	169	79	47	126	49	31	80	27	27	54
10 群馬	38	25	63	27	20	47	15	18	33	6	12	18
11 埼玉	146	45	191	119	39	158	137	19	156	63	18	81
12 千葉	146	26	172	134	21	155	181	16	197	82	13	95
13 東京	1,485	283	1,768	1,374	233	1,607	1,306	172	1,478	974	134	1,108
14 神奈川	260	3	263	226	2	228	225	1	226	155	0	155
15 新潟	177	52	229	124	47	171	120	37	157	44	32	76
16 富山	13	18	31	10	11	21	14	13	27	7	12	19
17 石川	77	23	100	46	22	68	23	9	32	18	6	24
18 福井	22	7	29	17	8	25	13	4	17	4	3	7
19 山梨	27	17	44	21	15	36	24	11	35	15	11	26
20 長野	34	0	34	23	0	23	31	0	31	13	0	13
21 岐阜	103	2	105	92	1	93	58	0	58	38	0	38
22 静岡	119	6	125	66	5	71	39	2	41	26	1	27
23 愛知	160	11	171	124	8	132	103	7	110	63	6	69
24 三重	67	42	109	42	40	82	40	19	59	29	18	47
25 滋賀	95	43	138	89	41	130	106	32	138	50	21	71
26 京都	138	23	161	135	24	159	134	29	163	87	22	109
27 大阪	1,192	231	1,423	1,055	195	1,250	1,076	159	1,235	762	134	896
28 兵庫	398	148	546	290	85	375	290	67	357	220	62	282
29 奈良	34	95	129	28	92	120	33	90	123	15	49	64
30 和歌山	89	15	104	75	11	86	37	4	41	19	3	22
31 鳥取	34	6	40	34	6	40	32	5	37	22	5	27
32 島根	58	31	89	52	31	83	50	24	74	35	24	59
33 岡山	24	24	48	25	22	47	39	24	63	20	23	43
34 広島	296	8	304	240	4	244	260	2	262	140	1	141
35 山口	47	6	53	33	5	38	58	2	60	31	2	33
36 徳島	25	78	103	20	54	74	12	43	55	8	36	44
37 香川	47	6	53	32	6	38	36	1	37	8	1	9
38 愛媛	132	3	135	94	2	96	82	0	82	28	0	28
39 高知	33	3	36	28	4	32	27	3	30	11	3	14
40 福岡	294	94	388	227	72	299	196	35	231	125	28	153
41 佐賀	57	11	68	39	7	46	36	10	46	11	0	11
42 長崎	140	64	204	110	57	167	77	38	115	50	34	84
43 熊本	133	53	186	123	52	175	264	58	322	105	44	149
44 大分	85	0	85	73	0	73	66	0	66	45	0	45
45 宮崎	144	23	167	90	8	98	84	6	90	48	6	54
46 鹿児島	203	0	203	146	0	146	134	0	134	65	0	65
47 沖縄	67	70	137	49	51	100	39	57	96	30	42	72
計	7,844	1,942	9,786	6,519	1,565	8,084	6,439	1,230	7,669	4,017	973	4,990

6 「多重債務問題改善プログラム」の概要

- 我が国の消費者金融の利用者は少なくとも1400万人、多重債務者は200万人超との指摘。
- 改正貸金業法（上限金利の引下げ、総量規制の導入等）による貸し手への規制を通じて、新たな多重債務者の発生は抑制。
- 一方で、今後、改正法完全施行に向けて、既存の借り手等を対象にした「借り手対策」が必要。
 1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化
 2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供
 3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化
 4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化
- 国・自治体及び関係団体が一体となって実行。各省庁は各施策について直ちに取り組む。
- 各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップ等を行う。

1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化

- 多数の多重債務者がどこにも相談できないまま生活に行き詰まるおそれがある中で、相談体制の強化はすぐに措置すべき課題。
- 地方自治体は、住民への接触機会が多く、多重債務者の掘り起こし（発見）・問題解決に機能発揮が期待できる。こうした機能が発揮されるよう、各自治体に各部署間の連携を要請。（例：生活保護、家庭内暴力、公営住宅料金徴収等の担当部署で多重債務者を発見した場合には、相談窓口へ直接連絡して誘導する。）
- 市町村による相談については、一律の対応を求めるのではなく、以下の対応を要請。
 - イ 相談窓口が整備されており相談の専任者がいる自治体（386（このうち市は325））に、丁寧な事情の聴取、具体的な解決方法の検討・助言ができるよう、相談体制・内容の充実、専門機関（弁護士・司法書士等）への紹介・誘導を要請。
 - ロ 消費生活センターを設置している市（イ以外で122市）、地域で中核的な役割を果たしている人口規模が大きい市（上記以外で例えば人口10万人以上の市は39市）にも同様の要請。
 - ハ それ以外の市町村（上記以外で1283市町村）には、他の自治体やカウンセリング主体への紹介・誘導を要請。
⇒遅くとも、改正貸金業法完全施行時には、どこの市町村に行っても適切な対応が行われる状態を実現することを目指す。
- 都道府県に、以下の対応を要請。
 - ① 自らの相談窓口における相談体制・内容を充実（市町村の相談体制の補完）
 - ② 都道府県庁の関係部署、警察、弁護士会・司法書士会等による「多重債務者対策本部（又は同協議会）」を設立し、必要な対策を協議。
 - ③ 市町村のネットワーク作り等を支援。
- 国は財務局における相談体制を強化するとともに、自治体向けに実践的な相談マニュアルを作成するとともに、相談員向けの研修・指導の機会を設けるよう促す。
- 法テラスは、紹介業務の体制整備を行うとともに、民事法律扶助の活用促進のため、周知、体制の整備強化。
- 関係業界が拠出する財団法人日本クレジットカウンセリング協会に、現状の全国3箇所を増設し、ブロック単位（全国11箇所）で拠点を設置するよう要請。

2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

- 高リスク者の受け皿となる**消費者向けのセーフティネット貸付けは、各地域において「顔の見える融資」**(丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、問題の解決に資する場合に限って**低利の貸付け**)**を行う、いわば「日本版グラミン銀行」モデルを広げていく。**(主体は各地域の非営利機関(生協、NPO、中間法人等)や民間金融機関(労金、信金、信組等)。公的な信用付与として自治体が、非営利機関に融資する金融機関に預託金を預ける岩手信用生協の例も参考になる。)
- **既存の消費者向けセーフティネット貸付け**(社会福祉協議会による生活福祉資金貸付等)についても、事前相談や事後モニタリングを充実させること等(債務整理等に関する研修、弁護士会等との連携強化等)により、受け皿としての活用を促進する。
- 社会保障の最後のセーフティネットである生活保護については、受けられるべき生活保護が受けられず高金利の貸付けがそれを代行する事態が発生しないよう、適正な運用を図る。
- **事業者向けの政府系金融機関によるセーフティネット貸付等**については、
 - ・ きめ細かく融資申込者の状況を把握し、債務整理等のため、必要に応じて**弁護士等への紹介・誘導**を図る。
 - ・ **早期の事業再生や再チャレンジを支援**するため、全国約 280 箇所にも再チャレンジ相談窓口の設置を行うとともに、中小公庫・国民公庫等により、再生プロセスにある事業者や一旦失敗した事業者に対する融資制度が導入されるのでその積極的な活用を促す。

3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化

- 現在の多重債務者救済のための相談体制の整備等とともに、「**対策の車の両輪**」。
- 社会に出る前に、高校生までの段階で、**全ての生徒が、具体的な事例を用いて、借金をした場合の金利や返済額、上限金利制度、多重債務状態からの救済策(債務整理などの制度や相談窓口の存在)等の知識を得られるよう取り組む。**
- 当面の対応策として、**ホームルーム等**において借金問題を取り上げるよう促すことを検討。
- さらに、**高校の家庭科の学習指導要領において、多重債務問題について取り扱う**ことを具体的に検討。(あわせて、学習指導要領の見直しの内容を踏まえた、**教員研修等**を行う。また、**教科書**において、見直しも踏まえた記述がなされることを期待。)
- **成人への消費者教育**については、関係団体・自治体等による主体的な取り組みを促す。

4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

- 今回の改正貸金業法の規制強化を実効的なものとするためには、ヤミ金撲滅が不可欠。
- 警察や監督当局は、**ヤミ金の撲滅に向けて取締りを徹底**。警察においては、当分の間、**集中取締本部**を維持し摘発を強化。監督当局は、処分徹底とともに、積極的に警察に情報提供。
- 被害相談を受けた監督当局・警察は、**電話による警告等**を積極的に行う。警察は、**携帯電話の不正利用停止制度**の積極的活用を検討。
- 犯罪収益移転防止法において、**郵便物受取・電話受付サービス業者に対して、本人確認、疑わしい取引の届出等**が義務付けられたので、施行後は、ヤミ金対策に積極的に活用。
- 現場の警察官が適切な対応ができるよう、**平易で実践的なマニュアルを現場の警察官に配布・周知**。

(別添)

多重債務問題改善プログラム（抜粋）

〔平成19年4月20日
多重債務者対策本部決定〕

1 (略)

2. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化

(中略)

(2) 地方自治体による取組み

①地方自治体の役割等

地方自治体（特に市町村）は、住民から最も身近で、住民との接触機会も多く、現状でも消費生活センターやその他の相談窓口で多重債務相談に応じているところもあり、消費者基本法上国とともに消費者政策の担い手であることから、「多重債務者への対応は自治体自らの責務」との意識を持って、自ら主体的に相談窓口における積極的な対応を行うことが望まれる。

また、地方自治体は、複数の部署で住民への様々な接触機会があり、多重債務者の掘り起こし（発見）について、他の主体に比べて機能発揮を期待できるものと考えられる。また、生活保護や児童虐待対策など、多重債務者が抱える多重債務以外の問題も含めて総合的に問題を解決する役割も期待できるものと考えられる。

②地方自治体内の連携

地方自治体が、多重債務者が抱え得る多重債務以外の問題も含めて総合的に問題を解決する機能を効果的に発揮する観点から、例えば、生活保護を担当する福祉事務所、家庭内暴力・児童虐待、公営住宅料金徴収の担当部署等で、多重債務者を発見した場合、相談窓口と直接連絡して誘導するといった取組みを行うなど、それぞれの地方自治体において、各部局間の連携を進めるよう要請する。

(後略)

3. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

(中略)

(4) 生活保護制度・最低賃金制度

所得そのものが低い者を対象とした社会保障の最後のセーフティネットである生活保護については、受けられるべき生活保護が受けられずに高金利の貸付けがそれを代行するといった事態が発生しないよう、適正な運用を図る。

また、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保証する安全網として一層適切に機能すべきという観点から、「最低賃金法の一部を改正する法律案」を第 166 回通常国会に提出したところであり、同法案の成立後は、その円滑な施行に向けて、改正内容の周知を図る。(厚生労働省)

(後略)

4～7 (略)

7 平成20年度保護課予算（案）の概要

（保護課）

事 項	平成19年度 予 算 額	平成20年度 予 算 額（案）	差引増△減額	備 考
	千円	千円	千円	
[生活保護費等負担金]	1,979,810,561	1,994,540,320	14,729,759	
1 保護費負担金	1,952,455,847	1,966,906,496	14,450,649	<p>1 生活保護基準</p> <p>(1) 生活扶助基準の改定（対前年度同額）</p> <p>(2) 母子加算の段階的廃止 （3年計画の2年目） （15歳以下の子を養育する世帯） 15,510円 → 7,750円（1級地）</p> <p>※ 就労している母子世帯等については、 ひとり親世帯就労促進費（1万円又は 5千円）を給付</p> <p>(3) 他人介護料の改定 69,720円 → 69,960円</p> <p>(4) 住宅扶助基準（住宅維持費）の改定 117,000円以内 → 118,000円以内</p> <p>(5) 出産扶助基準（施設分娩）の改定 168,000円以内 → 173,000円以内</p> <p>(6) 生業扶助基準（技能修得費（高等学校 等就学費を除く））の改定 68,000円以内 → 69,000円以内</p> <p>2 退院促進等自立支援の推進や他法他施策 の優先活用の徹底</p> <p>3 後発医薬品の使用促進</p> <p>※ 濫給・漏給の防止対策の推進</p>
2 施設事務費負担金	27,354,714	27,633,824	279,110	
（生活保護指導監査 委 託 費	2,199,955	2,162,370	▲ 37,585	（指導監査室で計上）
[セーフティネット支援 対策等事業費補助金]	18,000,000	19,500,000	1,500,000	<p><保護課要求分></p> <p>①自立支援業務に関する研修の実施</p> <p>②健康増進法に基づく健康診査及び保健指 導活用推進事業（事項要求）</p>

事 項	平成19年度 予 算 額	平成20年度 当 初 内 示	差 引 増 △ 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
[保護施設等施設整備 事業]	—	—	—	社会福祉施設等施設整備費補助金の 内数として要求 19年度予算額 20年度予算額(案) 9,000,000千円 → 11,220,000千円
[その他]	341,194	416,223	75,209	生活保護業務IT化推進費 データ収集・分析システムプログラム 開発費 0千円 → 113,803千円
合 計	1,998,151,755	2,014,456,543	16,304,788	※生活保護指導監査委託費を除く (対前年度伸び率 +0.8%)

自立支援プログラムの着実な推進

- 自立支援プログラムの着実な推進 -----セーフティネット支援対策等事業費補助金(195億円)の内数
生活保護受給者の抱える様々な生活上の課題に応じた支援を行うため、自立支援プログラムによる就労支援や
日常生活支援等の着実な推進を図る。
- ハローワーク等との連携
福祉事務所とハローワークの連携による就労支援事業について、更なる連携強化や支援内容の充実を図り、
より一層推進する。
 - ・ ハローワークにおける生活保護受給者等のための就労支援ナビゲーター ----- 1,107,120千円
の設置等(280人→315人) [職業安定局で計上]
 - ・ 生活保護受給者向けの公共職業訓練の実施 ----- 662,445千円
[職業能力開発局で計上]

ウ 地域福祉増進事業

地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の要請・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業

(例) 地域福祉基盤整備事業 (民生委員・児童委員研修事業、福祉人材確保重点事業等)
地域福祉支援事業 (日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業等)
地域福祉等推進特別事業

(20年度新規事項等)

- ・ 地域福祉活性化事業
- ・ 自立生活サポート事業
- ・ 消費生活協同組合指導監督事業
- ・ 社会福祉法人経営支援協議会運営事業 (事項要求)

エ ホームレス対策事業

ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者の自立を支援するため、巡回相談、宿所の提供、生活指導等を行うことにより、地域社会で自立し安定した生活が営めるよう支援する事業

(例) ホームレス総合相談推進事業、ホームレス自立支援事業等

オ 中国残留邦人に対する新たな支援事業 (平成20年度新規事業)

中国残留邦人が地域社会の一員として生き生きと暮らすことができるよう、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、自立支援通訳の派遣等を行う事業

- ・ 地域における中国残留邦人支援ネットワーク事業
- ・ 身近な地域での日本語教育支援事業
- ・ 自立支援担当者派遣等事業
- ・ 中国帰国者等への地域生活支援プログラム事業

(参考1) 国の予算と生活保護費(当初予算)の年次推移

(億円)

		昭和25年度	30	35	40	45	50	55	60	平成2	7	12	17	18	19	20
予 算 額	一般会計予算	6,614	9,915	15,697	36,581	79,498	212,888	425,888	524,996	662,367	709,871	849,871	821,829	796,860	829,088	830,613
	一般歳出予算	—	8,109	12,588	29,199	59,960	158,408	307,332	325,854	353,731	421,417	480,914	472,829	463,660	469,784	472,845
	社会保障関係費	—	1,043	1,803	5,184	11,413	39,282	82,124	95,740	116,154	139,244	167,666	203,808	205,739	211,409	217,824
	厚生労働省予算	329	846	1,640	4,787	11,035	39,067	81,495	95,028	115,652	140,115	155,054	208,178	209,417	214,769	221,223
	生活保護費	153	335	446	1,059	2,172	5,347	9,559	10,815	11,087	10,532	12,306	19,230	20,461	19,820	20,053
生 活 保 護 費 の 割 合		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	生保 / 一般会計	2.3	3.4	2.8	2.9	2.7	2.5	2.2	2.1	1.7	1.5	1.4	2.3	2.6	2.4	2.4
	生保 / 一般歳出	—	4.1	3.5	3.6	3.6	3.4	3.1	3.3	3.1	2.5	2.6	4.1	4.4	4.2	4.2
	生保 / 社会保障	—	32.1	24.7	20.4	19.0	13.6	11.6	11.3	9.5	7.6	7.3	9.4	9.9	9.4	9.2
生保 / 厚生労働省	46.5	39.6	27.2	22.1	19.7	13.7	11.7	11.4	9.6	7.5	7.9	9.2	9.8	9.2	9.1	

(注) 59年までは10分の8負担、60~63年度は10分の7負担、元年度以降は4分の3負担である。

(注) 平成11年度以前の厚生労働省予算の額については、厚生省予算額である。

8 生活保護の動向

ア 近年の保護動向

被保護人員・保護率については、平成7年度を底に上昇しているが、近年は、雇用情勢の改善傾向等を受けて、被保護人員の対前年同月の増加率は平成18年度平均の2.6%から、平成19年11月の1.8%と鈍化傾向にある。

○平成7年度 被保護人員 約88万2千人 被保護世帯数 約60万2千世帯 保護率 7.0‰	→	○平成19年11月現在（速報値） 被保護人員 約154万9千人 被保護世帯数 約111万世帯 保護率 12.1‰
--	---	---

雇用関係指標及び被保護人員対前年同月比の推移

	完全失業者数	完全失業率	有効求人倍率	被保護人員	被保護人員対前年同月比
	千人	%	倍	人	%
平成18年度平均	2,750*	4.1*	1.06	1,513,892	102.6
平成19年1月	2,640	4.0	1.06	1,526,157	102.3
平成19年2月	2,680	4.0	1.05	1,527,529	102.3
平成19年3月	2,690	4.0	1.03	1,533,102	102.1
平成19年4月	2,560	3.8	1.05	1,526,027	102.1
平成19年5月	2,520	3.8	1.06	1,527,969	102.1
平成19年6月	2,440	3.7	1.07	1,528,725	101.9
平成19年7月	2,360	3.6	1.07	1,532,385	101.9
平成19年8月	2,520	3.8	1.06	1,536,176	101.8
平成19年9月	2,690	4.0	1.05	1,537,278	101.7
平成19年10月	2,630	4.0	1.02	1,544,807	101.9
平成19年11月	2,520	3.8	0.99	1,549,097	101.8

資料：労働力調査（総務省）、職業安定業務統計、福祉行政報告例（速報値）

※完全失業者数、完全失業率及び有効求人倍率の月別推移は季節調整値である。

※*は平成18年平均

イ 近年の保護動向の特徴

（ア）世帯類型別世帯数の状況

構成割合でみると、被保護世帯の約半数（45.0%）が高齢者世帯であるが、稼働能力がある者を多く含むその他世帯の伸び率が顕著になっている。

世帯類型別被保護世帯数の推移

	平成7年度		平成19年11月(速報値)		伸び率(19.11-7) (%)
	世帯数	構成割合(%)	世帯数	構成割合(%)	
総数	600,980	100.0	1,107,768	100.0	84.3
高齢者世帯	254,292	42.3	498,672	45.0	96.1
母子世帯	52,373	8.7	93,727	8.5	79.0
傷病者・障害者世帯	252,688	42.0	403,743	36.4	59.8
その他世帯	41,627	6.9	111,626	10.1	168.2

資料: 福祉行政報告例

※世帯数は保護停止中のものを含まない。※平成17年度より、世帯類型の定義を一部変更。

(イ) 世帯の状況

被保護世帯の単身化が進んでおり、現在単身世帯の割合は74.7%となっている。
特に高齢者世帯においては約9割となっている。

世帯類型別被保護単身世帯の割合

		総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者・障害者世帯	その他世帯
世帯数	平成7年度	600,980	254,292	52,373	252,688	41,627
	単身	431,629 (71.8%)	224,104 (88.1%)	-	193,235 (76.5%)	14,290 (34.3%)
	平成19年11月	1,107,768	498,672	93,727	403,743	111,626
	単身	827,607 (74.7%)	443,503 (88.9%)	-	321,555 (79.6%)	62,549 (56.%)

資料: 福祉行政報告例(平成19年10月分は速報値)

※平成17年度より、世帯類型の定義を一部変更。

※世帯数は保護停止中のものを含まない。

(ウ) 生活保護の開始及び廃止状況

保護の開始世帯数については、平成15年度以降、減少傾向となっている。廃止世帯数については、平成16年度以降、減少傾向となっており、平成18年度の開始世帯数－廃止世帯数は、約3万1千世帯となっている。